

京都市博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

令和5年3月23日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第12号

京都市博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則

京都市博物館の登録に関する規則の全部を次のように改正する。

京都市博物館の登録等に関する規則

(登録の申請)

第1条 博物館法（以下「法」という。）第12条第1項各号列記以外の部分に規定する登録申請書は、第1号様式とする。

2 法第12条第1項第3号に規定する教育委員会の定める事項は、登録（法第11条に規定する登録をいう。以下同じ。）を受けようとする博物館の開館の年月日とする。

3 法第12条第2項第3号に規定する教育委員会の定める書類は、収支の見積りに関する書類その他別に定める書類とする。

(登録の審査)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する教育委員会の定める基準は、博物館法施行規則（以下「施行規則」という。）第3章の規定を参酌し、別に定める。

2 教育委員会は、登録の申請に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれにも該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、法第12条第1項各号列記以外の部分の規定により登録の申請をした者に資料の提出を求め、適当と認める者の意見を聴き、又は実地について調査することがある。

(登録)

第3条 法第14条第1項各号列記以外の部分に規定する博物館登録原簿は、第2号様式とする。

(登録事項の変更)

第4条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届（第3号様式）により行うものとする。

(定期報告)

第5条 法第16条の規定による報告の方法、頻度、時期その他の当該報告に関し必要な

事項は、別に定める。

(廃止の届出)

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館を廃止した日から30日以内に、博物館廃止届（第4号様式）により行うものとする。

(公表)

第7条 次に掲げる場合には、インターネットを利用する方法により公表するものとする。

- (1) 法第11条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項各号列記以外の部分の規定により登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。
- (5) 法第31条第1項各号列記以外の部分の規定による指定（以下「指定」という。）をしたとき。
- (6) 法第31条第2項の規定により指定の取消しをしたとき。

(指定の申請)

第8条 施行規則第23条第1項各号列記以外の部分に規定する指定申請書は、第5号様式とする。

2 施行規則第23条第1項第3号に規定する指定を行うものが定める事項は、指定を受けようとする施設の開館の年月日とする。

3 施行規則第23条第2項第3号に規定する指定を行うものが定める書類は、収支の見積りに関する書類その他別に定める書類とする。

(指定の審査基準)

第9条 施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する教育委員会の定める基準は、別に定める。

(委任)

第10条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

博物館登録申請書

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	設置者の名称（団体にあつては、名称及び代表者名）

博物館法第12条の規定により博物館の登録を申請します。	
博物館の名称	
博物館の所在地	
開館の年月日	年 月 日

注 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方式により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準じるものによる申請を行うこともできます。

第2号様式（第3条関係）

博物館登録原簿

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び 住所(団体にあつて は、名称、代表者名 及び主たる事務所 の所在地)			
名 称			
所 在 地			
備 考			

第3号様式（第4条関係）

博物館登録事項等変更届

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	設置者の名称（団体にあつては、名称及び代表者名）

博物館法第15条第1項の規定により登録事項等の変更を届け出ます。	
博物館の名称	
変更事項の種別	
変更年月日	年 月 日
変更内容	
変更の理由	

注 本様式による届出に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方式により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準じるものによる届出を行うこともできます。

第4号様式（第6条関係）

博物館廃止届

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	設置者の名称（団体にあつては、名称及び代表者名）

博物館法第20条第1項の規定により博物館の廃止を届け出ます。	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の処置	

注 本様式による届出に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方式により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準じるものによる届出を行うこともできます。

第5号様式（第8条関係）

指定申請書

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	設置者の名称（団体にあつては、名称及び代表者名）

博物館法第31条第1項各号列記以外の部分の規定により博物館に相当する施設として指定されるよう申請します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
開館 の 年 月 日	年 月 日

注 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方式により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準じるものによる申請を行うこともできます。

(教育委員会事務局生涯学習部)